

# NEW! 地域活動支援センターの通所費を助成します

新たに4月1日から、地域活動支援センターの通所に要する交通費の一部を助成します。

## ■対象となる人

- 通所距離が片道2km以上で、次のいずれかに該当する人です。
- ①身体障害者手帳を所持する人
  - ②療育手帳を所持する人
  - ③精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証(精神通院)を所持する人

## ■助成額

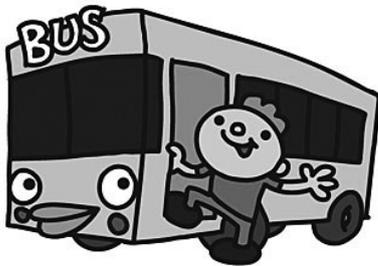
- ①路線バスまたは鉄道利用者  
料金相当額
- ②自家用車等利用者
  - ・通所距離が2km以上10km未満は  
日額150円
  - ・通所距離が10km以上は  
日額250円
- ③地域活動支援センターの送迎利用者  
利用者負担額

## ■申し込み方法

通所経路届に必要な事項を記入の上、地域活動支援センター長を経由して担当窓口へ申し込んでください。通所経路届は福祉課、各支所地域振興課窓口のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

## 申請に必要なもの

- ①地域活動支援センター通所経路届(初回のみ)
- ②地域活動支援センター通所助成申請書
- ③振込口座の通帳
- ④印鑑



## ●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎ 53・2111 (内線245)

または各支所地域振興課地域福祉室

# NEW! 人工透析通院費助を助成します

新たに4月1日から、腎臓機能障がいにより人工透析治療を受けている人に対して、通院に要する交通費の一部を助成します。

## ■対象となる人

- 次の①～④すべてに該当する人が対象です。
- ①腎臓機能障がい、身体障害者手帳の交付を受けている人
  - ②市内に住所を有し、医療機関に入院していない人
  - ③人工透析治療を行うため週2回以上の通院を必要とする人
  - ④生活保護法に規定する移送費を受給していない人

## ■助成金の額

- 自宅から医療機関までの片道距離によって次のようになります。
- ①0・3km以上10km未満  
月額2000円
  - ②10km以上20km未満  
月額4000円
  - ③20km以上  
月額6000円

## ■申込方法

申請書に必要な事項を記入の上、担当窓口へ申し込んでください。申請書は福祉課、各支所地域振興課窓口のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

## 申請に必要なもの

- ①人工透析通院費助成金支給申請書
- ②身体障害者手帳
- ③特定疾病受給者証
- ④振込口座の通帳
- ⑤印鑑

## ■注意事項

4月28日(木)までに申請をした場合は、4月分からの助成となります。5月以降に申請した場合は、申請した月の翌月分からの助成となります。



## ●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎ 53・2111 (内線247)

または各支所地域振興課地域福祉室